

国立大学法人愛知教育大学

年度計画

(平成 28 年度)

平成 28 年 3 月 31 日 文部科学大臣 届出

平成 28 年度 国立大学法人愛知教育大学 年度計画

(注) □内は中期計画, 「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①【1】 本学は、ミッションの再定義において教員養成分野における広域拠点型の大学として位置づけられたことから、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、カリキュラム・ポリシー（教育の実施に関する基本的な方針）、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する基本的な方針）を抜本的に見直す。学士課程のアドミッション・ポリシーにおいて、教員養成課程では教職に就く志の強い人、設置予定の教育支援人材養成課程（現代学芸課程を改組、仮称）では、学校の教育事情を理解して学校を支援する人材になる志の強い人を入学者として受け入れることを明示する。大学院課程のアドミッション・ポリシーにおいては、教育学研究科修士課程と教育実践研究科（教職大学院）のそれぞれの設置目的や教育理念を踏まえた上で、高度な実践力の育成を主眼とすることを明示する。カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーにおいては、本学の改革の柱である「高度化」「実践力の育成」「現職教員の再教育」に関する内容を盛り込み、アドミッション・ポリシーと一体的なものとして再度策定する。

・【1-1】教育支援人材養成課程（仮称）におけるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを設置目的や教育理念を踏まえて策定し、教員養成課程についても抜本的に見直す。

・【1-2】大学院課程におけるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを設置目的や教育理念を踏まえて見直し、再策定する。

②【2】 学士課程では、現代学芸課程の改組に伴って教育大学として開講すべき教養科目の内容を検討し、教育委員会や教育現場からの要望や国の新たな教育課題である特別支援教育やICT教育（情報通信技術教育）、日本語教育（外国人児童生徒支援）、キャリア教育、危機管理教育等に対応した「教師教養科目」を第3期はじめに開設し、6単位以上を履修させる。学生自身が主体的に科目選択する体制を整えることで4年間の学修意欲を喚起し、各選修、専攻、コース等の枠にとらわれず、教員として求められる現代的教育課題に対応する基礎的能力を育成する。

・【2-1】平成29年度入学生から第1・2学年時に、「教師教養科目」として、「特別支援教育基礎」「発達障害のある児童生徒理解基礎」「外国人児童生徒支援教育科目」「危機管理科目」の4科目8単位を必修科目として位置付け、担当者や開設学年・曜日・時間等教育課程上の位置付けを決定するなどの準備をする。

③【3】 教員としての実践力を高めるために、附属学校や連携協力校の協力を得て、これまでは2週間～4週間であった教育実習に加えて、2年次に「学校サポート活動」を毎週実施する。併せて、学事暦を工夫して前期と後期の間の2～3カ月間に、子どもの多様な生活背景に対応できる実践的な能力を育成するため、「多文化体験活動（海外のショート・ビジットを含む）」「自然体験活動」「企業体験活動」等の「実践力育成科目」（4単位以上）を新設する。

・【3-1】「学校サポート活動Ⅰ」を2年次後期（選択）で試行的に実施し、問題点等を洗い出し、平成

29年度からの新カリキュラム（「初年次学校体験活動」（1単位）を含む）実施に向けて準備を進める。

④【4】 教育学研究科修士課程では、修了に必要な30単位中に指導法や現代的課題に対応した実践的教育科目を4～6単位導入することで、高度な実践的指導力を有する教員を養成する。

・【4-1】 教育学研究科修士課程におけるカリキュラムに実践的教育科目を導入するためにカリキュラム改訂等の決定をする。

⑤【5】 平成24年に静岡大学との共同大学院として設置した教育学研究科後期3年博士課程では、教育環境学と教科学の融合した学問分野である教科開発学の研究者育成等を図ってきたが、現代的教育課題にも対応できる素養をもった卓越した人材を育てるために、担当教員の増員を図り、第2期中から開設している教科学（3分野）と教育環境学の計4つの分野科目に加えて、第3期は教育行政、学校経営、学校安全、危機管理、家庭教育等に関する授業科目を新たに開講する。これにより、教育学研究科修士課程や教育実践研究科（教職大学院）との連続性や系統性を担保した教育学研究科後期3年博士課程とする。（戦略性が高く、意欲的な計画）

・【5-1】 現代的教育課題に対応した科目（教育行政、学校経営、学校安全、危機管理、家庭教育等に関する授業科目）の開講について検討する。

⑥【6】 教育実践研究科（教職大学院）では、本学が受験資格としていない幼稚園教諭や養護教諭も受験が可能となる設計に変えることで、全校種と全教員に対応した本学固有の総合的な教職大学院とし、スクール・リーダーの養成コースも充実させる。また、第3期では教育学研究科修士課程の教員が兼任の形で教科毎に授業づくり科目を開講し、学生の多様な要望に応える。さらに、教育現場の種々の課題を解決する能力を養成するために、教育学研究科からの専任教員の移動を早期に実現し、特別支援教育や幼児理解、健康教育、教育臨床に関する科目等が共通科目として履修できる特色ある大学院になるよう体制を整備する。（戦略性が高く、意欲的な計画）

・【6-1】 教職大学院の受験資格に幼稚園教諭や養護教諭も加える。

・【6-2】 修士課程の教員が教職大学院の授業づくりの科目等を担当できるよう、教員の配置を整備する。

・【6-3】 修士課程教員の教職大学院への移動を行うために必要な履修モデル・カリキュラム等を検討する。

・【6-4】 特別支援教育や幼児理解、健康教育、教育臨床に関する科目等が共通科目として履修できるよう準備する。

⑦【7】 学校現場で求められている「課題を発見する力」「情報を読み取る力」「複眼的に物事をとらえる力」「他者と協働する力」等の主体的な問題発見能力や能動的な学修活動能力を育成するために、アクティブ・ラーニング（学生の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法）等を取り入れた授業を学士課程、大学院課程ともに全開講授業の6割以上で導入する。また、学士課程及び大学院課程の学生が本学の提示する教育目標を達成しているかどうかを自己検証するための評価システムを導入し、特に、学士課程では4年次の教職実践演習等の授業において、アクティブ・ラーニング等に

よる指導力をチェックできるようにする。(戦略性が高く、意欲的な計画)

- ・【7-1】 学士課程及び大学院課程において、アクティブ・ラーニングを授業の2割以上で実施する。
- ・【7-2】 学士課程及び大学院課程において、自己評価システムについて検討する。

⑧【8】 第2期から行っている他大学との連携事業「愛知県内教員養成高度化支援システムの構築」(愛知県内5大学による大学間連携共同教育推進事業)、「大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築—教育ルネッサンス・HATOプロジェクト—」(教員養成4大学による国立大学改革推進事業)による成果を踏まえ、教育内容の多様化を図るために、eラーニング等を使うことで他大学との単位互換システムを構築する。また、愛知県内の教員養成に関わる33大学で構成されている「愛知教員養成コンソーシアム」において単位互換制度を活性化し、中部地区の教育学部を有する大学との単位互換システムについても第3期中に実現する。

- ・【8-1】「愛知県内教員養成高度化支援システムの構築」による成果を踏まえ、eラーニング等を活用した他大学との単位互換の構築を検討する。
- ・【8-2】 HATOプロジェクトの先導的プログラムにおいて他大学が主幹となっている単位互換システムが実施できるように準備する。

⑨【9】 第2期では、授業目標、シラバス、評価基準に基づき、個々の科目の成績評価を行ってきたが、第3期では、学生による授業評価等の結果を踏まえることで、不断の授業改善を行う。また、卒業・修了時にはディプロマ・ポリシーに見合った到達度であることを客観的に評価するシステムを開発し実行する。特に複数の教員による同一科目群については各シラバスの授業目標と成績評価基準との整合性を高めるため、担当教員グループ内で妥当性を検証する仕組みを構築する。

- ・【9-1】「専攻科目」について学生による授業評価を実施し、授業改善に努める。
- ・【9-2】 ディプロマ・ポリシーに見合った到達度を客観的に測る評価システムを開発する。
- ・【9-3】 複数教員による同一科目については、科目群ごとに整合性を高め、平均(GPC)が、3.0ポイント以上の開きがある科目群をなくす。

⑩【10】 第2期では、大学における教育の成果を客観的に評価するために、「大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築」事業で配置された教学IR(教学に係る計画策定、政策形成、意思決定を支援するための情報を提供する目的で行われる調査研究)と連携し、GPA(学生の履修した授業の成績評点の平均値をデータ化したもの)による学修成績データ、教育実習の成績、教員採用試験結果の相関を調べた。第3期では、これらの結果を学生の学修指導、教員採用試験対策等に反映させ、授業改善や成績向上、教員採用率向上等の成果を得る。

- ・【10-1】 教員志望の学年推移の調査結果なども加え、学年進行に沿った授業改善、教員採用試験対策のために、初年次教育の内容を改善する。

⑪【11】 第2期において、卒業・修了時と卒業・修了後2～3年経過時に、書面・インタビュー等

の方法による追跡調査を行って報告書「教師が語るⅠ」「教師が語るⅡ」をまとめた。第3期では、学士課程や大学院課程における学びの成果が生かされ、学校をはじめとする社会に還元されているかについての更なる分析・検証を行う。特に、第2期から行っている教育実践研究科（教職大学院）のフォローアップ研修や修了生相談窓口の開設等の修了生支援の取り組みを、教育学研究科修士課程にも導入することによって、全大学院修了者に対して修了後も継続的な支援を行う。

・【11-1】卒業・修了して3年後を目処に、各教育組織で1・2名程度抽出して、大学での学びが現場に活かされているかについて、追跡調査を実施する。

・【11-2】教育学研究科では、平成27年度にFDとして取り組んだ「修了生への支援」の具体化を図り、半数の専攻で1回は行う。

・【11-3】教職実践研究科では、「フォローアップ研修」の充実を図る。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①【12】各教科や課程等、学生の教育単位で組織している現行の講座制を、ミッションの再定義をふまえて新たに構想する2つの教育課程（教員養成課程及び教育支援人材養成課程（仮称））の教育組織に対応させて再編成し、学生指導を含めた教育上の責任体制を明確化する。

・【12-1】教員養成課程と教育支援人材養成課程（仮称）の教育課程を運営するため、授業の学年配当、曜日、時間、担当者などを決定する等、新組織のあり方を検討する。

②【13】教育学研究科後期3年博士課程は、第3期に更なる充実を図るため、教育環境学分野・各教科学分野の各担当教員について、教育行政、学校経営、学校安全、危機管理、家庭教育等の教育を取り巻く現代的課題に対応した科目を開設し、各分野の担当教員を50%以上増員する。

・【13-1】教育環境学の分野・各教科学分野の担当教員を10%以上増員し、現代的課題に対応した科目を開設する。

③【14】第3期では、教育実践研究科（教職大学院）に対する学生の進学意欲を高めるため、教育実践研究科（教職大学院）の所属教員が学部授業も担当する体制に変更する。また、大学の人的資源を有効に活用して多様かつ豊富な授業の履修機会を増やすため、教育学研究科修士課程の担当教員と教育実践研究科（教職大学院）との授業交流により、授業づくり履修モデルの科目等の授業の多様性を確保し、それを学生に提供する。

・【14-1】教職大学院の専任教員が学部授業を1コマ以上担当する仕組みを作り、開講する。

・【14-2】修士課程の教員が教職大学院の授業づくりの科目を中心に担当できるよう各教科で準備する。

④【15】教員養成課程では、学事暦の見直し等により柔軟な時間割を編成できるようにして、すでに実施している、1年次の基礎実習、3、4年次の教育実習（主免実習、隣接校実習）に加えて、2年次に学校現場で諸活動をサポートするサポート活動を導入し、学生が4年間を通じて学校現場で学ぶ機会を提供する。さらに、新設予定の実践力育成科目（4単位以上）を加えることで、学生が4年

間を通じてこれらの授業科目を系統的・総合的に履修できる体制を構築する。

・【15-1】「学校サポート活動Ⅰ」を選択で試行的に実施し、平成29年度からの実施に向けて、前期・後期の間に2～3カ月の休業期間を設け、「実践力育成科目」を実施できるように学事暦の見直しをする。また、実践力育成科目で身に付けた力が3・4年次の主免実習・隣接校実習に生かせるような仕組みづくりに取り組む。

⑤【16】 特別支援教育における対応力を高めるために、現代学芸課程の改組に合わせて、全学部学生が履修する「教師教養科目」を新設し、その中に「特別支援教育の理解と対応に関する科目」（仮称）を2単位以上、必修科目として開講する。さらに、これまでの本学における特別支援教育特別専攻科（1年課程）の実績を踏まえ、大学院においても、特別支援教育に対する高度な実践力を育成するための授業を新たに開講する。

・【16-1】平成29年度入学生から必修科目として、第1・2学年時に、「教師教養科目」として、「特別支援教育の理解と対応に関する科目」（仮称）の具体的な内容や担当者、開設学年・曜日・時間を決定し、開講の準備をする。

⑥【17】 第2期には、学生の学修環境・教育環境の充実を目指して教育未来館等の新築・改修を行い、ラーニング・コモンズ（複数の学生が集まって、電子情報も印刷物も含めた様々な情報資源から得られる情報を用いて議論を進めていく学習スタイルを可能にする「場」を提供するもの）のスペースを確保してきた。第3期では、学内各所の更なる整備を進め、そこを活用した学生の自学自習を支援する。また、成績不振者、中途退学者を減少させるためにGPA結果に基づく個別面談やオフィス・アワー（大学で、教員が学生の質問や相談を受けられるように研究室などにいるように設定された時間）を活用した相談業務、メンター（指導者、助言者）による修学アドバイスを継続し、更に修学アドバイザーを配置するなど、入学時から卒業までの学修や学生生活全般についてのきめ細かな指導体制を構築する。

・【17-1】教員によるオフィス・アワーを活用した相談業務やメンターによる修学アドバイスを継続すると共に、ラーニング・コモンズを利用した学習サポート活動を展開するため、修学アドバイザーの配置を検討する。

⑦【18】 教員の教育能力や指導能力の向上を図ることを目的として、第2期はFD（大学教員の教育能力を高めるための実践的方法）を推進するための組織を教員養成高度化センター内に設置してFD活動を実施してきた。第3期では、新たに設置した教職キャリアセンターのFD部門等が中心となって推進し、全教員が少なくとも年1回、他の教員の授業を参観し、授業方法についての研修会、ICT教育に関する研修会等に参加することを義務づける。また、現在新任教員に限って実施している、附属学校・協力校を利用した研修会に加え、学校現場で生じている教育課題の把握及び実践的指導力向上を図ることを目的とした研修会への参加を、准教授及び教授昇任時の必須条件とするよう、教員選考基準を改める。

・【18-1】前期・後期にそれぞれ1週間ずつ授業参観週間を設け、積極的な授業参観と事後検討会への参加を促す。

・【18-2】相互の授業参観、FD研修会、新任教員研修の充実を図り、昇進時研修などの計画を検討する。

⑧【19】 HATOプロジェクト全体としては、教員養成と教育支援人材養成を行う全国の大学・学部に対してプロジェクトの研究成果を情報発信し、かつ継続的に相互交流と相互支援を実施する中心的役割を担う機能を各大学に整備する。また、現在の重要な教育課題及び新たに提起されてくる課題の解決に資すさまざまなカリキュラム、教材等の方策を具体化し、大学、学校、教育委員会等実践的な支援サービスを提供する。さらには教育委員会や学校と連携し、現場のニーズや課題に対応した実践に生かせる課題解決に向けて、研修会や実践的な研究会等を開催する。(戦略性が高く、意欲的な計画)

・【19-1】平成29年度末にHATOプロジェクトが終了しても、現在の教員養成開発連携センターの機能を維持する。4大学が連携してHATOプロジェクトの当該年度の成果を公表していくために、研修会・研究会等を1回以上開催する。

⑨【20】 HATOプロジェクトにおける本学の先導的実践プログラムとしては、理科離れ克服の科学・ものづくり教育の推進プロジェクトでは、最終目標であるコンソーシアム設置に向けた取り組みを行う。特別支援教育の多面的・総合的支援プロジェクトでは、教員養成大学・学部における特別支援教育のカリキュラム開発、専門性を備えた人材創出のためのプログラム開発を行う。外国人児童生徒学習支援プロジェクトでは、外国人児童生徒の指導を理解し、学習支援にかかわる教材を共同で開発する。(戦略性が高く、意欲的な計画)

・【20-1】理科離れ克服の科学・ものづくり教育の推進プロジェクトでは、理科離れ克服に向けたコンソーシアムの設置を検討する。特別支援教育の多面的・総合的支援プロジェクトでは、特別支援教育のカリキュラム開発、人材創出のためのプログラム開発を検討する。外国人児童生徒学習支援プロジェクトでは、教材開発に取り組む。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

①【21】 学生の大学生活への適応支援を行うために、新入生オリエンテーション及び初年次教育の内容や方法を見直し、第2期中に導入したピア(仲間)による学生学修サポート事業を充実させて、退学者、休学者の低減に努めるとともに、現在設置されている学生相談窓口及びオフィス・アワーの在り方を見直し、学生生活を全学的にバックアップする。また、学生証による出席管理システムの導入、発達障害学生への対応を含む修学特別支援プログラム等を充実するとともに、大学生活不適応学生の発見ポイントに関する教員向け資料等を作成・活用し、指導教員による個別面談を拡大する。

・【21-1】新入生オリエンテーション及び初年次教育の内容や方法を見直す。

・【21-2】なんでも相談室を開設し、修学特別支援プログラムの一環として、学生学修サポート活動を実施し、また、発達障害を主たる要因とする大学生活不適応学生の発見ポイントに関する教員向け資料を活用して、退学率を1%以下にする。

②【22】 入学から卒業までの学生指導を的確に行うために、学生が自分自身の学修全般を振り返り、学修成果を可視化できるように学修カルテ(仮称)を作成し、学修状況を把握すると同時に、それを迅速な履修指導に繋げる。

・【22-1】正課に加えて、正課外活動歴（課外活動やボランティア活動、就職支援プログラムなど）も含めた学修カルテ（仮称）の様式を作成する。

③【23】 第2期まで行ってきた単位認定とは関わらないインターンシップ、ボランティア活動等の社会的な活動をより積極的に支援するために、これらを第3期では教育現場で行うサポート活動科目として導入し、単位認定を行う。それぞれの担当部署で対応していた社会的活動の対応窓口を一本化し、教職キャリアセンターが中心となってキャリア開発・キャリア形成の各段階に応じた学修になるようなプログラムとして進める。

・【23-1】学校現場で必要とされる授業補助や課外活動補助などの、体系的な派遣体制を整備する。「学校サポート活動」の単位認定を行い、活動内容を検証する。

④【24】 平成26年度から、学生の自主的活動の活性化及び社会人としての基礎力育成のために実施している、「愛知教育大学の活性化と学生のスキルアップを目指した“AUE学生チャレンジ・プログラム”」（AUE：本学の英語表記の略称）を、第3期に更に活性化させるため、成果報告の対象を学内の学生や教職員だけではなく、大学の後援会や同窓会等にも広げ、活動の成果が学外の人にも認められるような仕組みを構築する。また、留学生にも成果発表への参加を求め、学生たちの取り組みにグローバルな視点を取り入れられるような機会を提供する。

・【24-1】学生の活動成果を学外に公表するため、「後援会だより」などに活動の経過状況を掲載し、広く保護者に伝える。

⑤【25】 クラブ・サークルの中には、聴覚障害学生のノートテイクサポートや不登校児童生徒の学習支援、小・中学校での部活動支援、地域活動支援等を行っている団体があることから、学内の学生や地域の子どもたちへの学習支援等を積極的に行う団体を「パートナーシップ団体（仮称）」として認定する支援制度を創設し、活動認定証明、活動場所・時間の確保、研修・指導体制の整備等を行う。

・【25-1】学内の学生支援等を行う団体を「パートナーシップ団体（仮称）」として認定する支援制度の規程を整備した上で、活動場所の確保等を行う。

⑥【26】 現在実施している、教育実践研究科（教職大学院）の現職教員である学生の修学をサポートする経済支援策に加え、本学独自の授業料免除制度を拡充するなど経済的支援を充実させ、教育学研究科修士課程の学生まで対象を広げ、より多くの学生の修学を保障する。

・【26-1】大学院生の修学を保障するため、教育実践研究科、教育学研究科修士課程の学生を対象とした経済状況等の調査及びヒアリングを実施する。

⑦【27】 第2期では、4年生を主対象として教育現場における校長経験者等による教員採用試験対策のための講座・面接練習・小論文指導等を行ってきた。第3期では、対象を他の学年にも広げ、早い時期から進路についての悩みなどに応える相談・支援の場を定期的に設定して、各人に応じたキャリア支援を徹底する。また、学生向け情報伝達システムの「学務ネット」を用い、キャリア支援に関わる情報を確実にかつ迅速に伝達・受信する仕組みを設けることで、教員養成課程卒業生に占める教員への就職率（臨時的任用を含む、以下同様）85%、教育学研究科（修士課程）修了者の教員への就職率80%、現職教員を除く教育実践研究科（教職大学院）修了者の教員への就職率95%を達成する。

(戦略性が高く、意欲的な計画)

・【27-1】学生のキャリア支援のために、学校現場での様々な課題を、年間を通じて100講座以上開講する。

⑧【28】留学生に対する日本語教育を含む学習支援、健康・経済等の生活支援、就職支援等を第3期も継続し、留学生が支障なく卒業・修了できるよう、いつでも・どんなことでも相談できる窓口の利用案内を定期的に行うとともに、留学生の使用言語に合わせた各種情報を提供するなどの支援体制の整備を行う。

・【28-1】学期毎に日本語能力別クラス分けを行い、その能力に応じた授業の工夫を行う。

・【28-2】学期毎にチューター同士が情報を共有し、個別チューター制度を充実させる。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

①【29】第3期には、アドミッション・オフィスを設置し、教学IR（HATOプロジェクトの教員養成開発連携センターIR部門）が集約してきた選抜方法ごとの入学後の成績や卒業後の進路データ等の提供を受けて、将来教職に就く者又は学校を支援する人材として活躍する者の能力、意欲、適性を多面的、総合的に評価する選抜方法を具体化して、新たな入学者選抜に反映させる。

・【29-1】アドミッション・オフィスの設置に向けた、準備ワーキングを開催する。

・【29-2】これまでのIRデータを活かして、能力、意欲、適性を多面的、総合的に評価する選抜方法について検討する。

②【30】第1期・第2期より附属高等学校との間で行っている高大連携教育システムを第3期に検証し、そこで得られる研究成果を生かして高大接続を視野に入れた入学者選抜方法の改善を行う。

・【30-1】委員会等で、高大連携教育システムの分析を行う。

③【31】本学のアドミッション・ポリシーに基づき、知識偏重ではなく、高等学校における諸活動の実績等を適正に評価できるよう、6年一貫教員養成高度化コース（仮称）特別選抜やAO入試等の多様な選抜方法を策定するとともに、推薦入試枠については現行の10.6%から30%以上に拡大し、高い学修意欲を有する人を積極的に受け入れる。（戦略性が高く、意欲的な計画）

・【31-1】6年一貫教員養成高度化コース（仮称）特別選抜方法を策定するとともに、推薦入試枠の拡大案を公表する。

④【32】大学院入試では、第2期で行ってきた学部直進者及び現職教員・社会人それぞれに適合した選抜方法を再検討し、現職教員や社会人の場合は教育経験や社会経験を重視した選抜方法を整える。

・【32-1】委員会等で、選抜方法の改善に向けて検討する。

⑤【33】 愛知県内を中心に中部地区の高校生が本学を訪れて模擬授業に参加したり、研究室を訪問したりする機会を増やすほか、出前授業や進学説明会等に積極的に参加し、また、オープンキャンパスにおいても本学の特色、教員の魅力を伝えることで学部入学志願者増に繋げる。特に、第3期前半は、岐阜県・三重県を中心に、後半には、静岡県・長野県・福井県まで範囲を拡げ、国公立の高等学校に向けた広報活動を精力的に行う。さらに、大学院入学志願者を確保するため、大学や教育委員会等に大学院案内やポスター等のPR媒体を配布し、入試広報活動に取り組むとともに、Webサイトを刷新する。(戦略性が高く、意欲的な計画)

・【33-1】 オープンキャンパスにおける、模擬授業や研究室訪問の機会を増やす。

・【33-2】 岐阜県・三重県内の国公立高等学校に向けた広報活動案を作成する。

⑥【34】 留学生増に向けた広報活動を推進するため、第2期で作成した英語・中国語版の大学紹介DVDに続き、第3期では韓国語版やサマースクール(夏に開催しているショートステイ・プログラム)への参加が多いブラジルの学生のために、ポルトガル語版について整備を行うほか、Webサイトでの入試情報等も日本語以外に英語・中国語・韓国語・ポルトガル語に翻訳し表示する。また、大学院の出願に関しては、東アジアの国際学術交流協定締結校からの留学生増に向け、出願要件として課していた日本語能力試験のレベルの緩和を第3期前半で行い、後半でその実効性について分析・検証する。

・【34-1】 ポルトガル語版DVD、並びにWebサイトでの英語・中国語・韓国語・ポルトガル語による入試情報を整備する。

・【34-2】 入試委員会等で日本語能力試験のレベル緩和に向けた具体案を作成する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

①【35】 第2期に作成した、本学における研究評価基準を活用し、第3期では、優れた研究成果を集約、公表することで、教育科学、人文社会科学、自然科学、創造科学の諸分野における特色ある個別専門研究、並びに学内共同研究の実施を推進し、優れた研究成果(SS及びS)が第2期を上回るようにする。また、大学における質の高い研究活動を展開するため、学内研究費の重点配分を一層促進し、予算的措置を施すことで、活性化につなげる。

・【35-1】 優れた研究成果を創出するために、研究成果を集約、公表するシステムを検討する。

・【35-2】 質の高い研究活動を活性化するために、学内研究費の重点配分基準を検証する。

②【36】 教育実践研究を推進するために、第2期に協定を結んだ大学との協力関係を生かし、学外の教育の専門家や医学部等の異分野の研究者とプロジェクトチームを編成し、アクティブ・ラーニングによる新たな学習指導方法や教員研修プログラム等の開発並びに学校におけるいじめ・不登校、特別支援教育等の現代的教育課題解決に資する医教等の連携による研究を実施する。

・【36-1】 教員養成の高度化に向けて、新たな学習指導方法の開発プロジェクト及び教員研修プログラ

ムに着手する。

・【36-2】 現代的教育課題の解決に向けて、学校におけるいじめ・不登校プロジェクト及び医教連携プロジェクト等を推進する。

③【37】 機関リポジトリや研究者総覧をはじめとしたWebサイト等を活用し、第3期には、更に最新の研究活動を恒常的に公開するとともに、アカデミック・カフェ等の開催回数を増やし、本学における優れた特色ある研究成果を社会に発信することで研究成果を広く社会に還元する。

・【37-1】 学術や文化の創造及び教育の発展に貢献するために、機関リポジトリへの登録数の向上や研究者総覧の恒常的な更新に努める。

・【37-2】 研究成果を広く社会に還元するために、平成27年度と同様にアカデミック・カフェを開催し、研究内容をWebサイトで公開するとともに、開催方法等を検証する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①【38】 研究環境をソフトとハードの両面から改善するために、第3期には学部研究活動を支援推進するためのリサーチ・アドミニストレーション・オフィスの機能を有する組織を設置し、研究活動の企画・マネジメント及び科学研究費助成事業等の外部資金の獲得を支援する体制を強化する。また、学内の研究施設、設備等を定期的に保守、点検し、共同利用体制を整える。

・【38-1】 研究活動の活性化に向けて、リサーチ・アドミニストレーション・オフィスを視野に入れ、現在の研究支援体制を点検する。

・【38-2】 研究環境の向上のため、研究施設・設備の共同利用体制を点検する。

②【39】 研究の質的な向上を推進するために、研究成果の自己点検並びに外部評価を取り入れた客観的評価システムを整備する。

・【39-1】 研究の質的な向上を推進するために、研究成果の自己点検システムを検証するとともに、研究成果の外部評価システムを検討する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

①【40】 教育研究活動の成果を社会に還元するために、第3期では、現職教員を対象とした公開講座を増やし、年間15講座以上開講する。また、教育委員会等との協働による研修プログラムの新たな開発を行い、アクティブ・ラーニングや現職教員のキャリア・ステージに応じた育成指導目標の作成等の再教育システムを構築し、現職教員の研修をサポートする。

・【40-1】 現職教員を対象とした公開講座を15講座以上開設するとともに、教育委員会等との協働による新たな研修プログラムを開発する。

②【41】 ものづくりが盛んで外国人労働者の多い中部地区では、日本語学習を中心とした支援（日

本語教育指導)を必要とする外国人児童生徒及び労働者が多いことから、地方公共団体・NPO等と連携して、ボランティア活動に参加する人が指導技術を身につけるためのプログラム等を策定し、修了者には「AUE日本語指導員講習修了認定証(仮称)」を交付して、日本語教育の支援活動を普及させる。

・【41-1】日本語教育に関する公開講座を開催し、受講者にニーズを調査するとともに、当該児童生徒の多い周辺の教育委員会に対し、外国人児童生徒教育に必要なスキルの調査を行う。

③【42】第2期に実施した一般市民向けの大学公開講座等の開設を更に拡充させ、第3期では10%増の年間30講座以上を開講し、社会人教育の充実に向けた短期プログラムの開発に取り組む。

・【42-1】一般市民向けの大学公開講座を28講座以上開設し、短期プログラムの開発を検討する。

④【43】学外からの要望が多い心理教育相談や発達支援相談活動を充実させるために非常勤カウンセラー等を導入する。また、図書館での絵本の常設展示、大学生協購買部での育児本フェア等を開催して、育児相談事業との接続をはかりながら、子育て支援や就学前児童の支援を積極的に行う。

・【43-1】心理教育相談や発達支援相談活動の充実策を検討する。

・【43-2】学内施設を開放し、子育て支援を行う計画を検討する。

⑤【44】企業連携については、第2期に締結又は実施したICT教育に関する共同研究、環境エネルギー教育の推進、ビオトープを活用した環境教育等の活動を継続的に発展させるとともに、第3期では更にNIE教育(新聞を教材として活用した教育)を中部地区の新聞社との共同事業により推進し、さらに刈谷ロータリークラブ(地元の中堅企業代表が参加)や刈谷市所在の行政機関(官公庁関係)等との連絡会議を定期的で開催することで各種の企業体験やインターンシップ、フレンドシップ事業等の連携を強化し、学生や教職員の社会性や地域貢献への意欲を向上させる。

・【44-1】企業連携を推進するために「企業と大学との連絡会議」(仮称)を開催する準備を進め、地元企業を核に10社以上の企業に参加を働きかける。

⑥【45】地域創生を目指し、第2期では、近隣の刈谷市ほか5市と包括協定を締結し、科学・ものづくり教育の推進や中心市街地の活性化等に取り組んできた。第3期では、本学の登録商標である「しよくまるファイブ」を活用して刈谷市等が行っている食育推進を国内外に広めるなど、より広範な地域貢献を目指し、新たな市町村との包括協定の締結に向けて積極的に取り組む。

・【45-1】市町村や教育委員会と新たな相互連携協定を結び、教育に特化した連携を拡充する。

⑦【46】第2期に愛知県のユネスコスクールの基幹校に任命されたことから、第3期は県内のユネスコスクールの活動支援を積極的に行うとともに、教育委員会等と連携し、各学校の成果発表及び情報交換会等を開催して、「持続可能な開発のための教育(ESD)」を進める。

・【46-1】ESD活動を支援するための組織を確立し、ユネスコスクールの成果発表及び情報交換会を開催する。

⑧【47】 第2期に作成した、本学に在職する教員の専門領域、支援実績、支援可能内容等を一覧にした「学校教育支援データベース」の更新を定期的に行うとともに、データベースの冊子を県内の教育委員会及び学校等に配布するだけでなく新たに中部地区の教育委員会等にも配布することで、広域拠点型教育大学としての使命を有する本学の人的資源の有効活用を推進する。

・【47-1】 第2期のデータベース更新作業を行い、教育委員会等の利用を推進する。

⑨【48】 国公立の枠組みを超えた教員養成の高度化を目指し、県内他大学と愛知教員養成コンソーシアムの組織を活用して、共同教育、単位互換、大学院生の受け入れ等の取り組みを行う。

・【48-1】 最終年度となる「愛知県内教員養成高度化支援システムの構築」連携事業の成果をまとめる。

⑩【49】 第2期には、子どもまつり（学生が主体となって年2回大学キャンパスを開放して地域の子どもたちと交流する企画。毎年約2,000人参加）や科学・ものづくりフェスタ@愛教大（理科や技術科の学生と教員が中心となって、11月に講義棟を開放して子どもたちに科学やものづくりの面白さを体験させる企画。毎年約1,000人参加）等を開催して、大学の施設設備を活用しながら、子どもたちの学習や交流の場を設けてきた。これらのイベントを第3期も継続し、更に緑豊かなキャンパスの特性を生かして、就学前の子どもを有する親たちが集い、地域の方々にも憩いの場所となるようなエリアの整備を国の財政措置の状況を踏まえ行う。

・【49-1】 地域の役員との懇談会等を活用して、キャンパスの開放等のあり方についての意見聴取を行うとともに各種イベントの開催に活かす。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

①【50】 本学教員及び学生が多文化理解を深めるため、国際学術交流協定締結校から研究者及び教員志望の学生を一定期間受け入れ、授業を含めた本学学生との交流プログラム（インターナショナル・カフェ、ランチタイムの交流会等）を実施する。また、より多くの留学生を受け入れるため、学生寮全体の7%以上を留学生に開放して混住型学生寮とするなどの住環境を整備するとともに、学生寮内に共有スペースを設け、その場をラーニング・コモンズとしても活用することで、学生と留学生が交流できる機会を提供する。（戦略性が高く、意欲的な計画）

・【50-1】 教育交流館を活用して、インターナショナルカフェ（学期毎に2回）、インターナショナルランチオンミーティング（年4回）を開催し、留学生との交流機会の充実を図る。

・【50-2】 協定校からの研究者（招へい教職員年間3名（期間3ヶ月））、及び交換留学生（年間3名：教育研究基金奨学金）の受入の充実を図る。

・【50-3】 学生寮全体の7%以上に継続して留学生を受け入れ、寮内の共有スペースにラーニングコモンズの設置を検討する。

②【51】 グローバルな視野を持った教員を養成するために、TOEIC・TOEFL等を活用することで、英語学習を全学的に支援し、その成果を定量的に評価する。また、アジア地域をはじめ国外の高等教育

機関と連携して、第2期で実施したオーストラリアの海外教育実習プログラムに類するプログラムを他の国際学術交流協定締結校でも実施する。さらに、学事暦を柔軟化させ、海外留学プログラム、海外短期交流、海外教育実習、多文化体験等の活動を実施しやすい環境を整備し、「グローバル教員養成プログラム（仮称）」の開発に取り組む。

- ・【51-1】全学的に支援し行っている TOEIC 等による英語学習の成果を評価する方法を検討する。
- ・【51-2】協定校における海外教育実習プログラムの実績を評価し、今後の方針を検討する。
- ・【51-3】短期交流のプログラム、多文化体験のプログラムを検討する。

③【52】 アジア地域における教員養成の高度化に貢献するため、第2期で実施した韓国晋州大学校との単位互換制度を他の国際学術交流協定締結校へも適用し、アジア地域をはじめとする国際学術交流協定締結校から教育学研究科修士課程に学生を積極的に受け入れる環境を整備する。また、アジア地域の教育人材養成リーダーを育成するため、博士学位の取得を目指す留学生を教育学研究科後期3年博士課程で受け入れる環境も合わせて整備し、アジア地域における教育研究者養成を支援する。

- ・【52-1】協定校と単位互換制度適用を増やす方策を決定する。
- ・【52-2】教員養成に対する協定校のニーズ調査を実施し、修士課程及び博士課程への留学生受け入れの方策を決定する。

④【53】 グローバル化を推進するため、教職員に対してTOEIC等の語学試験の受験、国際理解研修及び海外研修への参加の推奨等、本学教職員の積極的な国際交流活動を促すための仕組みを整備し、学部においては30コマ以上、大学院においては10コマ以上で英語による授業を導入する。

- ・【53-1】グローバル化を推進するため、TOEIC等の教職員の受験、国際理解研修の教職員の参加、海外研修の教職員の参加を支援する。
- ・【53-2】教職員の積極的な国際交流活動を促すための仕組みを整備し、英語による授業を学部、大学院ともに導入の準備をする。

⑤【54】 地域における国際理解を推進するため、刈谷市国際交流協会等の地域の各機関や組織等と連携し、地域の外国人児童・家族支援、発達支援、ライフコース支援等を行う。

- ・【54-1】刈谷市国際交流協会等の地域の各機関や組織等との連携内容を検討する。

⑥【55】 アジアを中心とする国際人材育成と大学連携による国際化の加速度的推進のため、名古屋大学、三重大学との連携（3大学連携）を軸に、JICA、JICE、CIESF等の国際協力機関や組織とも連携し、学校教育指導者の養成や健康教育の普及によりアジアの教育人材育成を支援する。（戦略性が高く、意欲的な計画）

- ・【55-1】3大学連携によるカンボジア実地研修の子どもの発育調査を毎年度1回以上実施する中で健康教育の普及を支援する。

- ・【55-2】アジアの協定校から毎年度1～2名を受け入れ、学校教育指導者等の人材育成を支援する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

①【56】 本学が有する附属学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）のそれぞれが、地域の拠点校並びにモデル校としての役割を果たすために、研究開発学校の指定等に応募することで、新学習指導要領を見越した国が示す新たな教育課題等に率先して取り組む。また、アクティブ・ラーニングやICTを活用した授業実践研究等に先導的・実験的に取り組み、その成果を研究発表会等を通して発信し、地域の学校の要請に応じて指導・助言のために教員を派遣する。愛知県の教育プラン（特別支援教育の充実）を受けて、附属特別支援学校は県内の特別支援学校の拠点となるようラーニング・コモンズやICTを活用した情報提供などの整備を行う。

- ・【56-1】研究開発学校の指定等（教育課程研究指定校事業含む）、国が公募するプロジェクトに2件以上応募する。

- ・【56-2】アクティブ・ラーニングやICT等の先進的な授業実践研究の成果を教育研究発表会において公表するとともに、指導者・助言者として地域の学校に還元する。

- ・【56-3】特別支援学校小学部を改修し、インクルーシブ教育開発室（仮称）の設置を検討する。

②【57】 学生の実践的指導力の育成のために、教育実習や第3期に導入する学校サポート活動において、附属学校ならではのアクティブ・ラーニングやICTを活用した先進的な授業実践を学ぶ機会を提供するとともに、大学と附属学校の授業連携を推進するための連携センター等の組織を附属学校に設置し、実習校としての機能を向上させる。

- ・【57-1】新設された学校サポート活動の受講生を受け入れる体制を整備するとともに、大学と附属学校の授業連携を推進するための計画を検討する。

③【58】 大学教員の学校現場における教育課題の把握及び実践的指導力の向上のために、附属学校を活用した研修内容を充実させるとともに、地域の現職教員の指導力の向上のために、附属学校と大学、並びに地域の教育委員会や研究会組織等との連携を強め、教員研修会や授業研究会等の開催を通して、地域の現職教員のスキルアップに貢献する。

- ・【58-1】大学教員の附属学校におけるFD研修の内容を検討する。

- ・【58-2】地域の現職教員のスキルアップのため、大学、附属学校、教育委員会の連携を深める。

④【59】 第2期は、大学及び附属学校両者の教育研究を向上させるために、多様な専門家からなる大学のリソースを活用して、高大連携研究プロジェクトの実施をはじめ、いじめ・不登校、発達障害支援等の学校における実践的教育課題を解決するための共同研究プロジェクト等を推進してきた。第3期は、ユネスコスクールとして全附属学校が認定されたことを受け、学部生や大学院生による学校サポート活動を交え「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進するための共同研究活動を行い、研究成果を大学及び附属学校の教育研究活動に反映させる。

- ・【59-1】実践的教育課題を解決するための共同研究プロジェクトや「持続可能な開発のための教育(ESD)」を推進するための共同研究活動を実施する。

⑤【60】各地区の附属学校の機能を更に充実させるために、名古屋地区では「グローバル教育等を展望した幼・小・中の連携」、岡崎地区では「インクルーシブ教育（障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育）等を展望した小・中・特支の連携」、刈谷地区では「科学教育研究活動等を展望した高大接続」を柱とする改革プランを大学及び地域との協働により実現する。

- ・【60-1】各地区の改革プランの課題を整理し、実施計画を作成する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

①【61】第2期末には、学長の指示によって理事4人のもとに副学長6人を置き、学長・理事・副学長による懇談会を隔週で実施し、ガバナンス機能を強化した。第3期は、学長のリーダーシップの更なる発揮を目指して、内部統制の観点から理事・副学長に学系長も加えた部局長の役割と責任を明確化し、ガバナンスの点検体制を整えて、定期的に達成状況の確認と見直しを行う。なお、監事は常勤化することで、ガバナンス体制及び内部統制の運用についての監査機能を強化する。また、教育、研究、社会貢献の機能を最大限に発揮するために、平成27年度に設置した教職キャリアセンターの3つの柱（キャリア開発、キャリア育成、キャリア高度化）を本学の教育改革の中核に位置づけ、具体的なロードマップを作成し、それに沿った事業を展開する。

- ・【61-1】部局長（理事・副学長・学系長）の役割と責任を明確化し、ガバナンスの点検体制を整え、達成状況の確認及び見直しを行う。

- ・【61-2】教職キャリアセンターの3つの柱を中核とした本学の教育改革の具体的なロードマップを作成する。

②【62】第2期には、学長裁量経費の中に教育研究重点配分経費を設け、本学の教育改革や機能強化に貢献する教育研究に研究費の重点配分を行った。第3期も重点配分の制度を継続する一方で、ミッションの再定義で示した学校現場での指導経験を有する教員の採用及び実践力育成に関わるシニア教員（仮称）又はキャリア教員（仮称）を採用する。また、教育実践研究科（教職大学院）の拡充と教育学研究科後期3年博士課程の教育研究の充実に向けて、学内の担当教員を増員する。

- ・【62-1】教育研究重点配分経費を継続する。学校現場での指導経験を有する教員の採用計画並びに実践力育成に関わるシニア教員（仮称）又はキャリア教員（仮称）のシステム整備及び採用計画を作成する。

- ・【62-2】博士課程においては教育環境学分野を中心に対前年度比10%以上増員する。

- ・【62-3】教職大学院においては拡充の方向性（学生定員・履修モデル・教育課程等）を検討し、増員すべきモデルを明確にする。

③【63】 第2期には「男女共同参画推進オフィス」を設置し、学内託児の試行など、女性が働きやすい職場環境の整備等を行ってきた。現在、教職員全体に占める女性の割合は23.9%、女性研究者19.1%（附属学校教員は含まない）、役員における女性率14.3%、女性管理職の13.8%であり、いずれも国の示す基準を大幅に上回っている。第3期においてはマスタープランに基づき年次計画を作成し、「学内託児」の本格実施への移行、Webサイトを利用した相談体制の確立及び育児休業からの復職支援等、男女共同参画の取組を一層推進し、女性研究者率、女性管理職率を向上させる。

・【63-1】 マスタープランに基づいた年次計画を作成する。中期計画に記載した第2期の率（女性研究者19.1%（附属学校教員は含まない）、役員における女性率14.3%、女性管理職の13.8%）を維持する。また、女性職員の育児休業制度の利用は現在100%であり、これを維持する。

・【63-2】 第2期に試行した日曜日における「学内託児ルーム」を本格実施へ移行する。

④【64】 経営協議会の運用の工夫改善を図りつつ、教員養成の質向上に関する会議、教育委員会等との各種連絡協議会等における外部有識者からの意見を教育研究や経営の効率化等、法人の運営に反映させることにより、社会的要請に的確に応える。また、財務、会計のみではなく、教育研究や社会貢献の状況、学長選考方法、大学のガバナンス体制等についても監事が監査を行い、その意見及び指摘内容を役員会、教育研究評議会等に報告し、その内容を業務の改善に生かす。なお、監事の業務サポートを行うため、担当の職員2人を配置した監事監査室を引き続き活用する。

・【64-1】 経営協議会の開催回数、時期、場所、議事内容等を再検討する。監事監査の範囲を教育研究や社会貢献の状況、学長選考方法、大学のガバナンス体制等にも広げ業務の改善に生かす。なお、監事の業務サポートを行うため、担当の職員2人を配置した監事監査室を引き続き活用する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

①【65】 教員養成課程にあっては、以前より本学が行ってきた複数免許状の取得を、新たに制度化される小中一貫教育等への対応を視野に入れて充実させる。また、中部地区に多い外国人児童生徒に対応するため、初等教育教員養成課程に新たに日本語選修を設置するなどの組織改編を行うとともに、現代的な教育課題に対応する教師教養科目の設定、実践力育成のための体験的学習の充実等を目指してカリキュラムの改訂を行い、講義担当体制の見直しも行う。なお、卒業者に占める教員就職率（臨時的任用を含む）について、第3期終了までに85%を確保する。また、現代学芸課程は改組し、チーム学校に貢献する教育支援人材を養成することを目的とした課程に再編する。（戦略性が高く、意欲的な計画）

・【65-1】 日本語選修等の設置、「教師教養科目」の開講、「現代学芸課程」の「教育支援人材養成課程（仮称）」への改組に向けて準備を進める。

②【66】 教育学研究科修士課程では、従来の教科内容、教科教育及び発達教育科学専攻等に関する領域を再構築し、専攻の大括り化をするとともに、教育学研究科修士課程の抜本的な再編成を行うために、教育実践研究科（教職大学院）との入学定員の見直しを図り、教育学研究科修士課程と教育実践研究科（教職大学院）を現行10対5から7対8の割合にする。なお、修了者（現職教員、進学者、留学生、学校教育臨床専攻修了者を除く）の教員就職率について、第3期終了までに80%を確保する。

・【66-1】修士課程の入学定員を教職大学院に移動するため、修士課程における教員の授業担当のあり方を検討する。

③【67】 教育実践研究科（教職大学院）では、受験資格を幼稚園教諭や養護教諭にも拡大し、特別支援教育や教育臨床に関する現代的教育課題に対応した科目開設を行い、全校種の現職教員が学べる総合的な大学院づくりを行う。また、教育学研究科修士課程とカリキュラム上で相互に連携できる柔軟な組織編成・授業編成を行う。なお、修了者（現職教員を除く）の教員就職率について、第3期終了までに95%を確保する。

・【67-1】教職大学院の受験資格に幼稚園教諭や養護教諭を加える準備をする。

・【67-2】現代的教育課題に対応した教職大学院のカリキュラム編成を検討する。

④【68】 教育学研究科後期3年博士課程では、教育を取り巻く課題に対応させるため、教科学分野及び教育環境学分野の担当教員を50%以上増員し、学生の多様なニーズに応える。

・【68-1】学生の多様なニーズに応えるため、教育環境学分野及び教科学分野の担当教員の増員を図る。

⑤【69】 学部及び大学院の教育研究組織については、第3期における新たな教育支援人材養成課程（仮称）の設置に伴って、既設の教員養成課程の選修・専攻内の改編を行い、教育実践研究科（教職大学院）の拡充に向けて教育学研究科修士課程の大括り化を進める。また、実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）で指導経験のある大学教員を、第3期終了までに20%に増やす。（戦略性が高く、意欲的な計画）

・【69-1】初等教育教員養成課程に新たに日本語選修と生活科選修を設置するための準備を行う。

・【69-2】教職大学院の拡充に向けて修士課程の組織のあり方を検討する。

⑥【70】 現在、質の高い教員養成を行うために、教員養成課程3年次からのコース選択により、学部と教育学研究科修士課程及び教育実践研究科（教職大学院）を一貫させた6年一貫教員養成コースを設置している。第3期は新たに、学部入学段階から大学院までの6年間のスパンで高度な教科専門力と実践的指導力を身につけ、現代的教育課題にも対応でき、即戦力として教育現場で主導的な活躍が期待できる人材を育成するための6年一貫教員養成高度化コース（仮称）を設置する。

・【70-1】6年一貫教員養成高度化コースを設置に向けて、カリキュラムのあり方やニーズの調査を行い、設置の準備を行う。

⑦【71】 大学における教育研究活動を活性化し、社会的ニーズに応えるために、他大学卒業生、高等専門学校卒業生及び社会人等で、高いモチベーションを有する教員免許状取得希望者に対し、6年一貫教員養成高度化コース（仮称）を活用するなどして、学士編入又は編入学の制度により、教員免許状取得を可能とする新たなパスを構築する。

・【71-1】他大学卒業生、高等専門学校卒業生及び社会人等を対象とする、学士編入、編入学制度によ

る、新たなキャリアパスについて検討する。

⑧【72】 現在行っている教育学研究科修士課程の昼夜開講や土曜日開講及び教育実践研究科（教職大学院）の夜間及び土曜日開講を充実させ、第3期では現職教員等を対象とした夜間コース（土・日開講も含む）を開講する。アクセスのよい名古屋市内を中心にサテライト（名古屋キャンパスほか）を開設し、受講環境を整える。また、eラーニングシステムを活用し、受講環境を多様化する。さらに、本学附属学校の教員を教育学研究科修士課程又は教育実践研究科（教職大学院）に毎年2人以上入学させて、高度な実践力を有する卓越教員を育成する。（戦略性が高く、意欲的な計画）

・【72-1】 サテライトキャンパスの実現に向けて調査を行い、候補場所を検討する。

・【72-2】 eラーニングシステムやTV会議システムなどを活用し、受講環境を多様化する。

⑨【73】 教育実践研究科（教職大学院）の拡充に伴って、現行の基礎と応用の2領域、授業づくりと学級づくりと学校づくりの3コースによる構成を検討し、入学希望者にとって魅力ある大学院づくりを行う。現在の教職実践応用領域（現職教員対象）が担っているミドル・リーダー養成に加えて、中部地区の現職教員を対象に、教育委員会と連携した現職教員研修プログラムを開発すると同時に、管理職養成のための履修モデルを構築して教員研修を積極的に行う。（戦略性が高く、意欲的な計画）

・【73-1】 修士課程の教員の移動と関連させて、教職大学院に教科教育系コースを導入する。

・【73-2】 教育委員会と連携し、中部地区の現職教員を対象とした現職教員研修プログラム・管理職養成プログラムを開発する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

①【74】 第2期は、東海地区国立大学法人8大学による事務連携を開始し、「研修」「法務」「資産運用」「危機管理」等、複数の業務について共同実施の可能性を探り、可能なものから取り組んできた。第3期は、第2期末に見直し、精選された事業を引き続き活用するなどして、事務処理の合理化・効率化に積極的に取り組む。

・【74-1】 東海地区国立大学法人8大学による事務連携を活用し、共同事務を推進することにより、第2期並の実績を確保するとともに、事務処理の合理化・効率化に取り組む。

②【75】 第2期から実施したSD研修（事務職員の職能開発研修）、メンター制度（新入職員などの精神的なサポートをするために、専任者をもうける制度）、ビジネスマナー研修、コンプライアンス研修等の検証を行い、研修体制を不断に見直すとともに、第3期は新たな研修の計画等、内容を充実させることにより、大学運営に必要な知識を備えた事務職員を育成する。また、本学事務職員に広い知識、経験を身につけさせるために、文部科学省や他機関との人事交流を毎年2人以上行う。

・【75-1】 SD研修、メンター制度、ビジネスマナー研修、コンプライアンス研修等の検証を行い、研修体制を見直し、新たな研修の計画等、内容を充実させる。また、文部科学省や他機関との人事交流を2人以上行う。

③【76】平成26年度に制定した、業績評価等による事務職員の管理職登用制度を活用して、意欲のある優秀な職員の上位職への登用を積極的に行う。また、本学の運営に対する貢献や他者の模範となるような工夫・努力をした事務職員に対して職務貢献表彰を継続して行い、職員のやる気を引き出し、業務への取り組み意欲を向上させる。

・【76-1】事務職員の管理職登用制度を活用して、意欲のある優秀な職員の上位職への登用を積極的に行う。また、事務職員に対する職務貢献表彰を継続して行い、職員のやる気を引き出し、業務への取り組み意欲を向上させる。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

①【77】研究資金獲得のため、第2期は、研究費公募情報の収集・周知に努め、大学組織として「特別支援教育の充実経費」、「大学間連携共同教育推進事業」等を獲得した。第3期も、同様の取り組みを継続し、第2期と同等以上の外部資金を獲得する。また、科学研究費助成事業の申請率、採択率を向上させるために、申請者に対するインセンティブを導入するとともに、申請書類作成のサポート体制を強化し、採択者数4割を実現する。

・【77-1】研究費公募情報の収集・周知の方法を点検する。

・【77-2】インセンティブ、申請サポート体制を検討し、科学研究費助成事業の申請率、採択率向上に組織的に取り組む。

②【78】経営基盤強化の観点から、自己収入の増額に向け、第2期に教員と事務職員による「増収方策等ワーキンググループ」を立ち上げ、自動販売機の契約方法の見直し等、様々な取り組みを実施した。第3期は、「増収方策等ワーキンググループ」を進化させ、シンボルマーク等を活用したグッズ開発等、更なる増収方策を検討することにより、第2期に比べ20%の収入を増加させる。

・【78-1】教員と事務職員とで構成する「第2次増収方策等ワーキンググループ」を立ち上げ、自己収入(授業料等収入を除く)額を第2期の平均額に比べ3%以上増加させる。

③【79】教育研究活動や学生の修学を支援するため、第1期に「教育研究基金」を創設し、第2期には、基金により実施する事業を明確化し、保護者、卒業生及び企業の各ステークホルダーに応じた寄附の要請活動を行った。第3期は、基金の用途を一層明確化した上で、募金額を増加させるための教員と事務職員による新たな組織を立ち上げる。また、平成31年の本学創立70周年に向け、教育研究基金とは別に、戦略的な募金活動を行う。

・【79-1】既存の教育研究基金の募金依頼を継続するとともに、残額の有効な活用方法を検討する。また、「70周年記念事業寄附金プロジェクト要項」を完成させ、目標額を定め、基金の用途を一層明確化させた上で、教員と事務職員による新たな組織を稼働させる。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

①【80】 第2期は、ポイント制（総人件費管理制。職種別の標準給与に基づき職種ごとのポイント数を定め、これをそれまでの各部局の職種別教員定数に掛けることによりポイント総数を算出し、その範囲内において任用する職種と人数を管理するもの）の導入等により人件費削減を行ってきたが、財源確保が困難になったため、ポイント制を見直した。第3期は大学改革の動向を見据えながら教職員の採用計画の基本方針を早期に策定し、同方針に沿って人件費の削減を行い、人件費比率を70%以下にする。（戦略性が高く、意欲的な計画）

・【80-1】大学改革の動向を見据えながら教職員の採用計画の基本方針を作成し、人件費の削減を行い、人件費比率を78%以下にする。

②【81】 教員研究費について、第2期においては、一律10%削減した。第3期においては、研究費の配分方法について更に検討し、財政状況を勘案しつつ、研究費総額の削減を行い、大学の目指す方向性に沿った研究に重点配分する。

・【81-1】研究費の配分方法について検討し、研究費総額を第2期最終年度よりも減額するとともに研究費の重点配分を実施する。

③【82】 第2期には、ゴミの減量による経費節減や物品リユースの推進により一般管理費の抑制を行ってきた。第3期もゴミの分別や物品リユース等の取り組みを継続し、さらに学内への周知を徹底するなどして、業務費における一般管理費比率について、全国11教員養成大学における平均値（平成25年度4.3%）以下にする。（戦略性が高く、意欲的な計画）

・【82-1】ゴミの分別や物品リユース等の取組を積極的に行い、一般管理費比率を5.05%以下にする。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①【83】 資産を有効に活用するため教育研究スペースの確保に向け、第2期には、「施設の有効活用に関するワーキンググループ」を立ち上げて現状調査を行い、教育研究のための共同利用スペース確保に成果を上げた。第3期は、教育研究スペースの配分ルールを新たに策定し、共同利用スペースを増加させ、施設の有効活用、並びに教育組織にあった再配置を行う。

・【83-1】教育研究スペースの配分ルールを作成し、既存施設の有効活用を行い、教育研究に供する共同利用スペースを大学の施設面積比12%以上確保する。

②【84】 第2期は、職員宿舎の改善のため、2棟の職員宿舎を長期借入金により耐震改修を行った。第3期は、耐震性が劣るため入居休止している残り1棟の職員宿舎を有効活用する観点から、留学生と日本人学生の混住型留学生宿舎に国の財政措置の状況を踏まえ改修し、学内における多文化体験の場として活用する。

・【84-1】国の財政措置の状況を踏まえ、職員宿舎を留学生と日本人学生の混住型留学生宿舎に改修する計画を進める。

③【85】 資金計画に基づき流動資産の安全かつ積極的運用により運用益を確保し、資産を有効活用する。第2期は、東海地区国立大学法人事務連携による共同運用に参加したことにより約3,800千円

の運用益があった。第3期も、共同運用に積極的に参加し、第2期と同等の運用益を獲得する。

・【85-1】東海地区国立大学法人事務連携による共同資金運用等に積極的に参加し、第2期最終年度と同等以上の運用益を獲得する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

①【86】第2期には、外部評価における指摘事項に基づき、重点的な項目について自己点検・評価を行うとともに、評価結果を検証し、改善の進展を図るために必要な措置を講ずるためのPDCAサイクル（事業活動において、「Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）」の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善し、管理業務を円滑に進める手法の一つ）を確立した。第3期においても積極的に自己点検・評価及び外部評価を行うとともに、評価結果をフィードバックし、大学業務の改善に活用する。

・【86-1】PDCAサイクルを用いて、第2期の評価結果をフィードバックし、大学業務の改善に活用する。

②【87】大学教員の業績評価体制を構築し、その結果を適正に研究費の配分に反映させるとともに、本学が取り組んでいるプロジェクト等の担当者や地域活動の担当者に、その貢献度に応じた研究費や給与等におけるインセンティブを与える。

・【87-1】大学教員の研究費の配分を適正に行うため、業績評価体制のあり方（評価項目等）を検討し、研究費の配分への反映実施の準備を行う。

・【87-2】プロジェクト等の担当者や地域活動の担当者に、その貢献度に応じた研究費や給与等におけるインセンティブを与えるため、大学教員の業績評価体制のあり方（評価項目等）を検討し、インセンティブ実施の準備を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

①【88】第2期で行ってきた広報活動を活性化し、第3期では、大学や附属学校における特色ある教育活動の紹介、「AUE学生チャレンジ・プログラム」の成果報告、教員と学生の共同による研究成果、地域貢献活動等をWebサイトや広報誌を活用して積極的に社会に発信する。また、受験生を対象としたオープンキャンパスや大学説明会等の開催に加えて、第3期には本学卒業生・修了生を対象としたホームカミングデーを開催して教職員との交流の場を提供するとともに、教育研究活動などの本学の取り組みを紹介し、参加者から意見を集約して、教育研究の改善に生かす。

・【88-1】大学や附属学校における特色ある教育活動などをWebサイトや広報誌を活用して積極的に社会に発信する。Webサイトのカテゴリ別アクセス数や全体のアクセス数を分析し、効率のよい情報発信に向けた見直しを行う。

・【88-2】本学卒業生・修了生を対象としたホームカミングデーを開催する。

①【89】 第2期はWebサイトをリニューアルし、日々の大学における諸活動を発信した。第3期はアクセス方法や閲覧状況を確認しつつ、情報更新のスピードアップなど、情報発信に向けた内容の見直しを迅速に行う。また、第2期では記者懇談会を月1回開催し、本学の活動や行事等を発信した結果、多くの記事が新聞に掲載された。第3期もこれを継続し、大学ポートレート（データベースを用いた国公私立の大学の教育情報を公表・活用する共通的な仕組みとして、大学の教育情報を広く社会一般に公表するもの）やWebサイト等を活用し、積極的に教育研究活動、学生生活、地域貢献をはじめとした大学の取り組みなどを発信する。さらに、Webサイトの一部を多言語化し海外居住者に向けて大学の情報を発信することで、海外からの留学生数の増加に活用する。

・【89-1】 Webサイトへのアクセス方法や閲覧状況を分析し、情報発信に向けた内容の見直しを行い、更新のスピードもアップさせる。

・【89-2】 記者懇談会を第2期に引き続き、月1回程度開催する。また、年間50件を目標に多くの記事が新聞に掲載されるように働きかけ、本学の活動や行事等を発信する。

・【89-3】 他大学等のWebサイトの多言語化を調査し、そのあり方を検討する。

③【90】 第2期は、年度実績の概要をわかりやすくまとめて公表したり、財務諸表の内容を財務レポートとしてまとめたりするなど、学外のステークホルダーの理解を得るための工夫をし、発信してきた。第3期は、公表の方法や中期目標・中期計画のポイントをわかりやすくまとめて公表する。

・【90-1】 第3期中期目標・中期計画のポイント及び平成27年度の実績をわかりやすくまとめて公表する。また、財務レポートの内容を検討する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

①【91】 第2期には、大学院の教育充実を目的とした教育未来館をはじめとする施設整備を行い教育研究環境の改善を図った。また、耐震改修を計画的に実施し、耐震化率100%を達成したほか、屋外環境についても魅力あるキャンパスづくりを目指し実施するとともに、若手職員による自主的な活動である「花プロジェクト」及び附属図書館職員による「種プロジェクト」を実施した。第3期は、既存の研究棟等の機能改善及び教育実践研究科（教職大学院）の教育研究スペースの集中化も視野に入れた新たなキャンパスマスタープランを作成し、計画的な整備・維持保全を国の財政措置の状況を踏まえ行う。

・【91-1】 キャンパスマスタープランを作成し、プランに基づき、施設の計画的な整備・維持保全を国の財政措置の状況を踏まえ行う。

②【92】 教育環境の充実のために、第2期には教育総合棟改修の際にラーニング・コモンズ（約300㎡）を確保し、屋外には地域交流にも活用できる環境を整備した。第3期は、学修環境の更なる充実を図るため、図書館機能の高度化や教育研究環境の機能改善を国の財政措置の状況を踏まえ実施する。併せて、グローバル化に対応できる国際性豊かな教員を養成するために、既存職員宿舎を日本人学生と留学生が共に生活する混住型留学生宿舎として国の財政措置の状況を踏まえ改修整備し、ラー

ニング・コモンズとしても活用する。

・【92-1】施設の計画的な整備を進め、学修環境を充実させる。

③【93】第2期においては、太陽光発電、地下水の利用、グリーンカーテン等のエコキャンパスづくりに積極的に取り組んだ。第3期においても、エコキャンパスに配慮した整備を国の財政措置の状況を踏まえ実施するとともに、維持管理計画を策定し、施設、設備等の定期的に点検するなど、施設の長寿化に配慮した維持管理を行う。また、第3期は、CO2削減目標として平成27年度比（単位面積当たり）6%の削減を行う。

・【93-1】維持管理計画を作成し、施設の計画的な整備・維持保全を進めるとともに、温室効果ガスの排出量（CO2原単位・単位面積当たり）を対平成27年度比1%以上削減する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

①【94】第2期は、携帯用の「防災ハンドブックーポケット版ー」を作成し、全学生と全教職員に配付した。また、震災に直接関わった人の体験に学ぶ危機管理セミナーを開催し、危機管理意識の向上を図った。第3期は、更なる防災意識の向上のための活動として、従来の防災・防火訓練及び危機管理セミナーの開催に加え、事業継続計画に基づく訓練等を実施するほか、東海地区の他大学との災害時の相互援助や協力体制、対応の連携を深める協議を行う。また、防災関連物資を点検し、現在の食糧備蓄量（学生の1割に対して1日分）を計画的に増やす。

・【94-1】防災・防火訓練及び危機管理セミナーの開催に加え、事業継続計画に基づく訓練等を実施する。また、東海地区の他大学との災害時の相互援助や協力体制、対応の連携を深める協議を行う。

②【95】第2期は、化学物質の適切な管理を推進し、安全上の危害及び健康障害並びに環境への影響を未然に防止するため「化学物質管理規程」及び「化学物質管理委員会規程」を定めた。また、危機管理担当職員を新たに配置し、複数の担当部局による管理を一元化した。第3期は、当該規程に沿った化学物質の取り扱いの周知徹底を図るとともに、化学物質管理支援システム（TULIP）を利用した化学物質の購入から廃棄までの適正管理を徹底する。また、現在ある50項目の危機事象に対応した危機管理マニュアルをより実効性のあるものに見直すとともに、平成27年度に実施した危機管理に係る自己点検・評価に基づき、必要に応じて新たな危機管理マニュアルの作成や内容の見直しを行う。

・【95-1】平成27年度に実施した危機管理に係る自己点検・評価に基づき、必要に応じて新たな危機管理マニュアルの作成や記載内容の見直しを行う。

・【95-2】危機管理等に対応するため、保健環境センターを再編して危機管理室を新設する。

③【96】第2期は、サーバ管理者向け講習会、個人情報保護・情報セキュリティセミナー、初心者向けセキュリティ講習会を実施した。第3期は、情報セキュリティに対する侵害の阻止及び情報資産の適切な管理・保護を推進するため、定期的に情報基盤を見直すとともに、全構成員を対象とした情報セキュリティ対策に関する教育と支援を行う。

・【96-1】情報セキュリティに対する侵害の阻止及び情報資産の適切な管理・保護を推進するため、情

報基盤を見直す。また、全構成員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修会を開催し、教育と支援を行う。

④【97】 平常時及び緊急時に幼児、児童及び生徒の安全を確実に確保できるように、第2期で作成した各附属学校の危機管理マニュアルをもとに、危機管理体制を点検、整備する。危機管理にあたっては、情報を共有し、大学との連携を強化する。なお、本学学生に対する実習中の危機管理については、個人情報の取り扱いを含め、実習の手引きを利用して、事前指導時に周知徹底する。

・【97-1】 第2期で作成した各附属学校の危機管理マニュアルをもとに、大学と情報を共有しつつ危機管理体制を点検・整備し、一層強化する。

・【97-2】 学生の教育実習にあたっては、個人情報の取り扱いを含め、事前指導時に周知徹底する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

①【98】 教職員一人ひとりに国立大学法人法及び関係法令遵守の意識を徹底させるため、第2期では、外部講師による講演会や監事の説明会を開催した。その際、参加率を高めるために教授会の前後に設定し、成果を上げた。また、検収センターを設置し、会計上の不正行為が発生しないような体制を整えた。第3期では、研究費等に係る不正使用防止計画に基づき、「研究費等に係る不正防止計画マニュアル」を利用した研修会を実施し、全教職員を対象に実施するとともに、eラーニングを活用して、100%の受講を義務付ける。なお、研修の実施に際しては、研修会への参加を促すため、教授会の前後に行うなど工夫する。

・【98-1】 「研究費等に係る不正防止計画マニュアル」を利用した研修会を、参加促進のため教授会の前後に行うなど工夫の上で開催する。

②【99】 研究活動における不正行為への対応に関する規程を改正し、全教員から「研究活動を行うに当たっての誓約書」、取引業者から「誓約書」を提出させるなど不正行為をけん制するための取組を行った。第3期については、新規採用教職員及び新規取引業者から誓約書を徴取するとともに、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインを踏まえ、研究倫理に関する研修を実施し、3年に一度全教員に受講させ、不正防止策を徹底する。

・【99-1】 不正行為のけん制のため、新規採用教職員及び新規取引業者から誓約書を徴取する。

・【99-2】 3ヶ年で実施する研究倫理研修方策を策定し、周知する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1, 211, 328千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 椈の湖研修施設の土地及び建物（岐阜県中津川市上野字椈の木587番1）を譲渡するための取り組みを継続する。

2 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 重要な財産を担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

○剰余金の使途

- ・ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、学生生活支援の充実、教育研究環境の整備及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財 源
・ 附属図書館改修 ・ 小規模改修	総額 247	施設整備費補助金 (222) 大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (25)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- ① 大学改革の動向を見据えながら教職員の採用計画の基本方針を作成し、人件費の削減を行い、人件費比率を78%以下にする。
- ② 学校現場での指導経験を有する教員の採用計画並びに実践力育成に関わるシニア教員（仮称）又はキャリア教員（仮称）のシステム整備及び採用計画を作成する。
- ③ SD研修、メンター制度、ビジネスマナー研修、コンプライアンス研修等の検証を行い、研修体制を見直し、新たな研修の計画等、内容を充実させる。また、文部科学省や他機関との人事交流を2人以上行う。

（参考1）平成28年度の常勤職員数 573人
また、任期付職員数の見込みを、23人とする。

（参考2）平成28年度の人件費総額見込み 5,668百万円（退職手当は除く。）

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 28 年度 予算

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4,845
施設整備費補助金	222
補助金等収入	29
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	25
自己収入	2,603
授業料, 入学金及び検定料収入	2,495
雑収入	108
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	142
引当金取崩	0
目的積立金取崩	0
計	7,866
支出	
業務費	7,437
教育研究経費	7,437
施設整備費	247
補助金等	29
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	142
長期借入金償還金	11
計	7,866

[人件費の見積り]

期間中総額 5,668 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2. 収支計画

平成 28 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,779
経常費用	7,779
業務費	7,227
教育研究経費	1,232
受託研究費等	32
役員人件費	110
教員人件費	4,441
職員人件費	1,412
一般管理費	268
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	282
臨時損失	0
収益の部	
経常収益	7,779
運営費交付金収益	4,845
授業料収益	1,969
入学金収益	317
検定料収益	69
受託研究等収益	32
補助金等収益	29
寄附金収益	76
施設費収益	50
財務収益	1
雑益	116
資産見返運営費交付金等戻入	226
資産見返補助金等戻入	37
資産見返寄附金戻入	12
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成 28 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	8,372
業務活動による支出	7,650
投資活動による支出	553
財務活動による支出	64
翌年度への繰越金	105
資金収入	8,372
業務活動による収入	8,019
運営費交付金による収入	4,845
授業料、入学金及び検定料による収入	2,522
受託研究等収入	32
補助金等収入	29
寄附金収入	80
その他の収入	511
投資活動による収入	248
施設費による収入	247
その他の収入	1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	105

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

教育学部	初等教育教員養成課程	1,568人			
	中等教育教員養成課程	744人			
	特別支援学校教員養成課程	100人			
	養護教諭養成課程	160人			
	現代学芸課程	928人			
	計	3,500人			
	(うち 教員養成に係る分野	2,572人)			
教育学研究科	発達教育科学専攻	40人 (うち	修士課程	40人)	
	特別支援教育科学専攻	10人 (うち	修士課程	10人)	
	養護教育専攻	6人 (うち	修士課程	6人)	
	学校教育臨床専攻	16人 (うち	修士課程	16人)	
	国語教育専攻	10人 (うち	修士課程	10人)	
	英語教育専攻	8人 (うち	修士課程	8人)	
	社会科教育専攻	18人 (うち	修士課程	18人)	
	数学教育専攻	14人 (うち	修士課程	14人)	
	理科教育専攻	26人 (うち	修士課程	26人)	
	芸術教育専攻	28人 (うち	修士課程	28人)	
	保健体育専攻	12人 (うち	修士課程	12人)	
	家政教育専攻	6人 (うち	修士課程	6人)	
	技術教育専攻	6人 (うち	修士課程	6人)	
	共同教科開発学専攻	12人 (うち	後期3年博士課程	12人)	
	計	212人	(うち 修士課程	200人)	
			後期3年博士課程	12人)	
教育実践研究科	教職実践専攻	100人 (うち	専門職学位課程	100人)	
特別支援教育特別専攻科	特別支援教育専攻	30人			
附属幼稚園	140人	学級数	5		
附属名古屋小学校	755人	学級数	21	帰国子女	45人 学級数 3
附属岡崎小学校	645人	学級数	18		
附属名古屋中学校	480人	学級数	12	帰国子女	45人 学級数 3
附属岡崎中学校	480人	学級数	12		
附属高等学校	600人	学級数	15		
附属特別支援学校	60人	学級数	9		
計	3,160人	学級数	92	帰国子女	90人 学級数 6